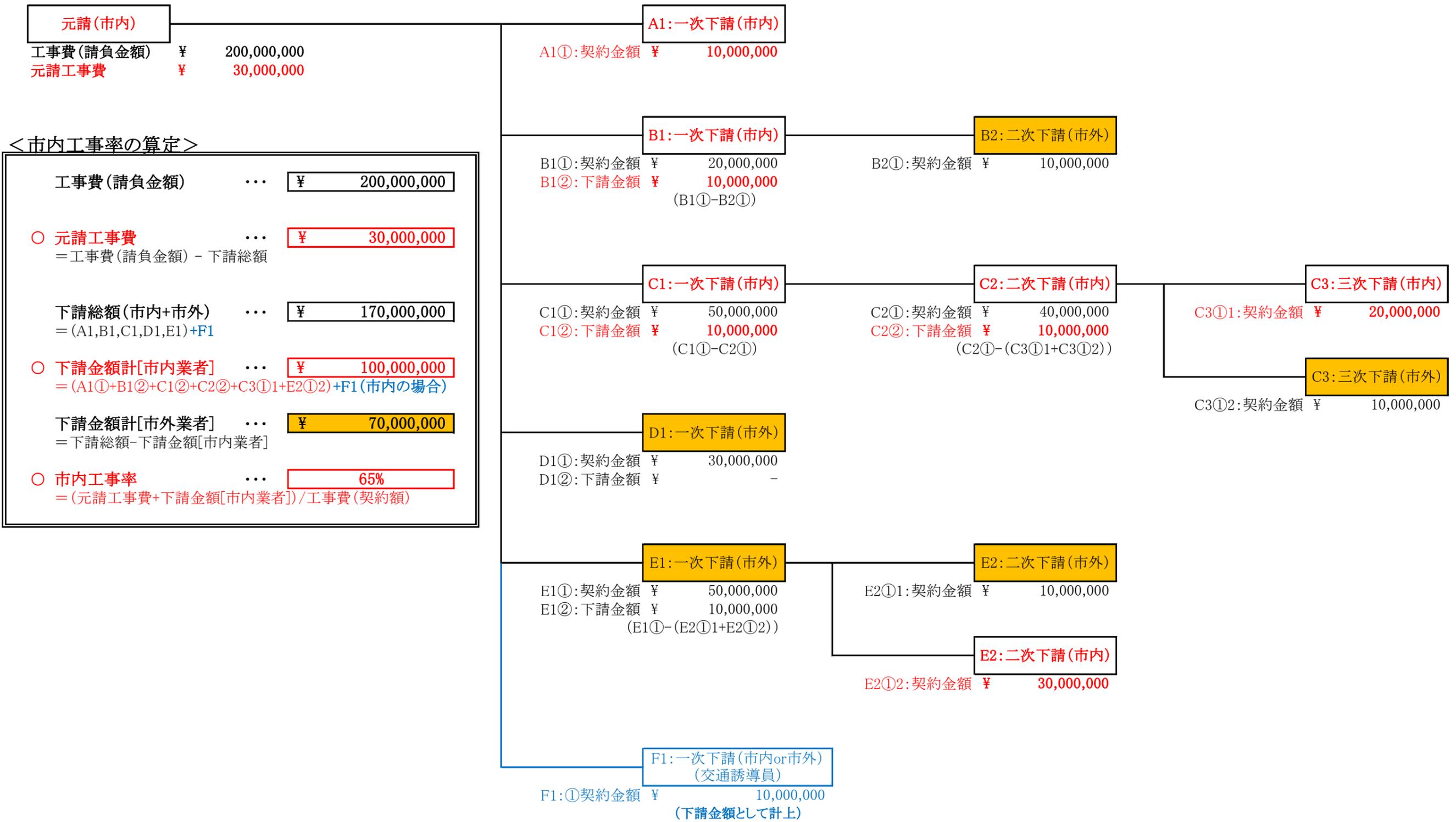


# 地域貢献 市内業者による施工 下請等を含めて請負工事費の〇〇以上を市内業者で施工する(例)

<土木工事のケース>



(補足事項)

- ※市内下請については、施工費・材料費・諸経費・試験費等を含めた契約金額が適用となります。(市内業者の材料調達先が市外の場合であっても市内下請となります。)
- ※29業種以外であっても、全体下請額を把握するため確認資料の提出を求めます。
- ※土木工事の場合には、直接工事費に交通誘導員を積上げ計上するため、下請金額に含むものとします。
- ※元請がJV(県内+市内)の場合には、構成員である市内業者の出資割合分を元請工事費に乘じ加算するものとします。